

あま市権利擁護支援センターの設置形態（案）について

あま市権利擁護支援センターの設置形態については、直営型、委託型、機能分散型が挙げられるが、そのイメージは下表のとおり。（現時点での案のため、実施業務とその担い手については変更がありうる。）

○直営型

担い手となる機関	担う機能	開設時に実施する業務	将来的に実施すべき業務
・ 部署新設 ・ 直営包括支援センター ・ 生活困窮者自立支援窓口	司令塔機能	・ 地域連携ネットワークの構築 ・ 利用促進基本計画の進捗管理	・ 次期利用促進基本計画の策定と進捗管理
	事務局機能	・ 協議会の開催	・ 協議会の拡充
	進行管理機能	・ 市民・支援者への窓口設置の周知 ・ 市民・支援者への制度理解の促進	
		・ 相談受付、意思決定支援、支援の必要性、支援内容等の検討（アセスメント） ・ 成年後見制度利用の要否決定	・ 成年後見制度以外の利用が適切とした人の状況変化の把握
		・ 支援方針の決定、申立人の選定 ・ 協議会関係専門職を通じた候補者推薦調整 ・ 本人、親族、市長申立支援	・ 多職種連携強化による後見人受任者調整
		・ 推薦者調整ケースのチーム支援	・ 親族後見人ケースのチーム支援 ・ 市民後見人の育成
・ 市社会福祉協議会 ・ 既設NPO法人 ・ 法人新設			・ 法人後見（受任ケース選定含む）

○委託型

担い手となる機関	担う機能	開設時に実施する業務	将来的に実施すべき業務
・市社会福祉協議会 ・既設NPO法人 ・法人新設	司令塔機能※	・地域連携ネットワークの構築 ・利用促進基本計画の進捗管理	・次期利用促進基本計画の策定と進捗管理
	事務局機能	・協議会の開催	・協議会の拡充
	進行管理機能	広報 ・市民・支援者への窓口設置の周知 ・市民・支援者への制度理解の促進	
		相談 ・相談受付、意思決定支援、支援の必要性、支援内容等の検討（アセスメント） ・成年後見制度利用の要否決定	・成年後見制度以外の利用が適切とした人の状況変化の把握
		利用促進 ・支援方針の決定、申立人の選定 ・協議会関係専門職を通じた候補者推薦調整 ・本人、親族、市長申立支援	・多職種連携強化による後見人受任者調整
		後見人支援（不正防止） ・推薦者調整ケースのチーム支援	・親族後見人ケースのチーム支援 ・市民後見人の育成
			・法人後見 ・法人後見受任ガイドラインによる検討会議

※委託型の場合でも、司令塔機能の「地域連携ネットワークの構築」や「利用促進基本計画の策定と進捗管理」など、行政の主体的な関与が不可欠である。

○機能分散型

担い手となる機関	担う機能	開設時に実施する業務	将来的に実施すべき業務
・ 部署新設 ・ 直営包括支援センター ・ 生活困窮者自立支援窓口	司令塔機能	・ 地域連携ネットワークの構築 ・ 利用促進基本計画の進捗管理	・ 次期利用促進基本計画の策定と進捗管理
	事務局機能	・ 協議会の開催	・ 協議会の拡充
	進行管理機能	・ 相談受付、意思決定支援、支援の必要性、支援内容等の検討（アセスメント） ・ 成年後見制度利用の要否決定	・ 成年後見制度以外利用が適切とした人の状況変化の把握
		・ 支援方針の決定、申立人の選定 ・ 協議会関係専門職を通じた候補者推薦調整 ・ 本人、親族、市長申立支援	
		・ 推薦者調整ケースのチーム支援	・ 親族後見人ケースのチーム支援
・ 市社会福祉協議会	後見人支援（不正防止）		・ 市民後見人の育成
	広報	・ 市民・支援者への窓口設置の周知 ・ 市民・支援者への制度理解の促進	
			・ 法人後見 ・ 法人後見受任ガイドラインによる検討会議
・ 海部圏域等の広域組織	協議会		・ 多職種連携強化による後見人受任者調整 ・ 困難ケースへのスーパーバイズ